

子ども・子育て支援新制度における利用者負担に係る 指定都市市長会要請

政府は、平成 27 年 10 月 7 日に閣議決定した基本方針において「一億総活躍」という旗を高く掲げ、少子高齢化の課題に真正面から立ち向かうとともに、「希望出生率 1.8」の実現を目指し、あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進めるとしている。

そのような中、平成 27 年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、教育・保育給付に係る利用者負担について、国が定めた水準を限度として実施主体である市区町村が定めることとされている。また、利用者負担額の算定の基礎が所得税額から市町村民税の所得割額に変更され、さらに、従前から行われてきた年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用を行わないことが原則とされたところである。

この改正について、国は、子ども 2 人を含む 4 人世帯をモデルとして設計し、極力中立的な（負担額の変更がない）水準としたとしている。しかし、実際の運用にあっては、19 歳未満の子が 3 人以上になると、子の増加に伴い、みなし適用を行った場合と比較して、負担が重くなる階層変更が生じている。

少子化対策・子育て支援を進める上で、国と地方は車の両輪である。今般、政府においては、低所得世帯を対象とした負担軽減策を打ち出したところであるが、国をあげて子育て支援に取り組む中、ナショナルミニマムとしての利用者負担の軽減措置の拡大については、地方自治体の意見を十分聴きながら、国の責任において制度を構築すべきである。

ついては、子ども・子育て支援新制度における利用者負担に関して、次の事項を早期に実施するよう要請する。

1 利用者負担に係る制度の見直し

年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用に代わる負担軽減策として、多子世帯保育料軽減措置における同時入所要件の廃止と更なる対象の拡大など、多子世帯負担軽減の拡充を図ることで、少子化対策にも寄与する利用者負担制度を再構築すること。

2 利用者負担の軽減措置の拡大に伴う財政措置

ナショナルミニマムとしての利用者負担の軽減措置の拡大については、国の責任において取扱いを統一するとともに、地方自治体の財政運営に支障をきたさないよう、必要な財政措置を講じること。

平成 27 年 12 月 25 日
指定都市市長会